

○ 10 番（小林秀樹）

10 番、小林秀樹でございます、

私は、通告しましたように二つの質問をさせていただきます。

1、町内水路のせき管理をはっきりさせる必要がある。

近年の大雨は、各地に大被害をもたらしている。幸い町内での人命にかかわる事故など最近はないが、今後もその保証はありません。今、水路は迷路化しています。万が一にも起こしてはならぬ重大事故への備えと町民の不断の安心のために、水路管理に対して見直しが必要と考えます。一つ、せきの開閉管理は常に適切か。町内の文命用水系複数取水堰には、委任された開閉責任者がいます。その人たちは、日夜問わず、その労苦を思われるが、適切な人選と配置がされているか、その処遇は適正か。二つ、小水路の堰管理も任命制で明確にしておくべきである。増水予想時、小水路堰の上げ下げは各所で行われます。関係者は都度、行政からの要請のほか、自主的、任意に行うことも多いようです。都市化が進む町内水路は、もはや従来のやり方では対応不足で危険をはらんでおります。ボランティアであれ、行政はきちんと全作業者と契約を交わし、役割分担を明確にすべきであります。三つ、再被害を防ぐ処置は行政として最低限必要であると思います。例えば、町道 204 号線脇小水路の水量調整は極めて困難であります。過去、複数回の溢水と道路陥没を繰り返します。そのたびに道路や複数屋敷地に浸水被害が及んでおります。緊急土のう積みや地表の堰板を準備しなくても済む安全対策を講じられたい。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

小林秀樹議員のご質問にお答えします。

開成町は古くから水田地帯として栄え、かんがい水路に取り込まれた水の豊かな風景は町の特徴にもなっております。これらの用水は農業用水として位置づけられており、文命用水路にある二ノ堰、根又堰、武永田堰等の取水口より引き込み町内を横断しているほか、これらから引き込んだ多数の小さな水路が網の目のように張りめぐらされ、水田へ用水を供給しながら発展をしてきました。

このような農業用水ですが、大きく分けて三つの役割を持っております。一つは、農作物を育てるための本来の目的であるかんがい用水としての役割です。これは人々の食生活を支えるもので、飲み水と同じように重要であります。二つ目は生活用水や防火用水としての役割であり、日常生活に大変役立っております。三つ目に、農業用水の流れる水辺は憩いの場として活用したり、最近では環境学習の場としての役割などもあります。このように、農業用水は水田への水の供給にとどまらず多目的機能も持っておりますが、町内を流れる用水には河川法に基づき農業用水としての水利権が設定されており、酒匂川右岸土地改良区がその権利を取得しております。水を流したりとめたりなど、水利権者以外の方が勝手に行うというわけにはいきません。水利権は河川流水を占有する権利であり、その範囲は開成町全域、南足

柄市及び松田町の一部を含む区域であり、かんがい面積は水田及び畑を含んだ約 3 3 5 ヘクタールに及んでおります。

それでは、1 点目の堰の開閉管理は常に適切についてですが、文命用水路及び取水口の管理は、神奈川県との管理協定により酒匂川右岸土地改良区が行っております。減水や断水等に伴う取水堰の操作は、水門管理者が酒匂川右岸土地改良区からの指示により行っておりますが、非常時や休日等の緊急を要する場合には、直接、町から水門管理人に連絡をし、堰の閉鎖等をお願いしております。また、水門管理人への連絡がとれない場合は、町が直接、閉鎖などを行うこともあります。このように、日ごろの管理とあわせて非常時の対応についても徹底し、適切に行っております。

なお、水門の開閉責任者やその処遇については、酒匂川右岸土地改良区の事務にかかわるものですので十分な回答はできませんが、酒匂川右岸土地改良区に確認をしたところ、通常の管理はもちろん、大雨警報や洪水警報等が発令された場合には、農作物への被害防止や宅地等への溢水防止のため止水を行ったり、かんがい域での流量の多い少ないなどの農業者の要望にも応え、また非かんがい域においても生活用水を供給すべく、責任を持って維持管理に努めていただいているということであります。適正な人員と配置がなされているものと受けとめております。

2 点目の堰管理も任命制で明確にしておくべきということですが、町内の用水は農業用水として位置づけられておりますので、町としては農地への用水の供給を第一とし、農業従事者の負担の軽減を図るべく取水堰の改修等も実施しております。先ほど説明したとおり、町内を流れる用水は農業用水として慣行水利権が設定されており、酒匂川右岸土地改良区がその権利を取得しております。必要量を占有することができる権利であり、水利権者以外の方が用水を流したり、とめたり等、勝手に行うというわけにはいきません。取水口や水門等の管理は、水利権を持っております地元の任意の水利組合や周辺の状況にも熟知している農業従事者の方が行っております。水利目的から受益者である農業関係者に維持管理をしていただいくのが適切であると考えております。

開成町が設置している取水堰は 6 7 カ所あります。その多くは、受益を受けている任意の水利組合や農業従事者に管理をお願いしております。大雨等における取水堰の閉鎖は、農地の被害防止だけでなく宅地への溢水防止も含んでおり、昨今では、その頻度も多く、管理者の負担増となっていることは認識をしております。大変とは思いますが、ご協力をお願いしたいと思っております。なお、農業者の負担軽減のため、平成 1 9 年度に全ての水門の点検を行い、不具合があったものについては修理を実施しております。今後も、設置者として適正な維持管理と点検に努めてまいりたいと思っております。

3 点目の再被害を防ぐ処置は行政として最低限必要であるということですが、町としては被害防止のための措置は従来から実施しております。その一つとして、水路改修があります。財政状況が非常に厳しい状態ですので、町民の生命、財産を守

るということを大きな目標として優先的に財政確保に努めておりますが、十分とは言いがたいため、次期の第五次総合計画においても位置づけを行い継続して整備を進めていきます。

なお、議員より例として204号線の話がありましたが、平成23年度においては、岡部医院の東、延長約19メートル、それより下流、約6メートルではありますが、住宅への出入りのために設置したヒューム管が水路断面を狭めておりましたので、このヒューム管の撤去を行うとともに、約11メートルの水路護岸の改修を行い、通水断面を確保し被害防止に努めております。また、平成24年度においても、延長約9メートルではありますが、水路護岸壁改修を行い、通水断面の確保に努めております。多少なりとも止水機能として発揮され、住民の安全・安心につながれば効果があったものと考えております。

なお、204号線は、開成駅へのアクセス道路としての機能だけではなく、地域を結ぶ主要な生活道路、いわゆる地区集散道路として重要な路線でもあります。道路拡幅整備とあわせて水路改修を行っていきたいと考えておりますが、境界査定の不調から用地等の協力が得られず、おこなっているのが現状であります。それまでの間は、局所的にはなりますが、引き続き浸水被害防止のため対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

まず、堰の開閉は常に適切かという1番目の質問に対して、適切に管理されているというふうに答弁をいただきました。適切にというのは、過去にそれに関する事故があったのか、なかったのか、なくて安心できたということなのかどうか、お願いします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

お答えさせていただきます。

これは、町の事務ではなくて右岸土地改良区が行っている事務でありますので、あくまで右岸土地改良区のほうに確認したということです。管理等においての事故は、聞いたことはなかったという話であります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

今、ここに携わっている右岸土地改良区の堰を開閉されている責任の方、何名かいらっしゃると思うのですが、この方たちの職業とか年齢とか経験年数、そういう

ものがわかりましたら教えてください。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

私のほうで改良区のほうに確認したところ、今、自宅におられる方を中心をお願いしていると。現在、3年目をお願いしていると聞いております。ただ、名前につきましては教えていただけていないので、私のほうからも回答することはできません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

私が心配するのは、お名前はもちろんよろしいのですが、在宅者、それは在宅者が一番よろしいかと思うのですが、やはり全体の中でうたっています農業従事者が非常に要かと思うのです。今後とも農業従事者かという、その辺は疑問なのですけれども、現在は、文命用水から引くところの堰は要であるし、やはり農業従事者が適切であろうというふうに考えます。それから、ある程度の経験を積んだ方。かといって、高齢化して、これから引き継いでいかななくてはいけないという問題が残ると思うので、この辺は、確かに、右岸土地改良区の責任範囲かと、あるいは任命範囲かと思っておりますのですが、そこは町のほうでの流域、それ以降の町内の水路を管理しているということでは、町がよく把握していただきたいと思います。それで、まず上流の水門から適切な管理が必要かと思ひまして、改めて質問させていただきました。

次に、二つ目の堰管理を任命制で明確とすべきということに関しては、これは、堰はたくさんあります。1番目の堰については文命用水からの直接の六つの水門を指しているのですが、ここでいう堰管理は、今度は町内に入ったところでの各2級河川あるいは小水路の堰というのを示しております。全部で67の堰があるということでございますが、この67についての大きな堰なのか、小さいのか、それともどうなのかと。全ての堰を、これは含んでいるのでしょうか。伺います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

お答えさせていただきます。

67カ所のうち、2級河川に位置しておりますのが5カ所ほどございます。これは、比較的大きなものというふうには思っております。それ以外は、変な話、30センチ、40センチのものから1メートル80センチぐらいの堰と。堰の形も、自動転倒堰であったりとか、あるいは普通の通常使っている堰板で管理しているものがあつたりというようなことでございます。その数までは、すみません、ちょっと

把握しておりませんので。申しわけありませんが。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

トータルで67というのは、全ての堰を指しているということでございますね。わかりました。

その堰で、午前中の質問の中の答弁の中にもありましたのですが、堰を操作しやすくなると、今の自動転倒ということもありましたのですが、2人でやらなければいけない、複数の人でやらなければいけない堰というのはあるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

複数でというよりも、先ほど言いました2級河川にある堰に関しましては、任意の取水組合が管理しております。何人かおられますので、この方たちが適宜、うまく流量等の調整をしながら配分しているというような状況になっております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

例えば、2級河川以外の180センチぐらいの堰があったとすると、そこは全て1人の方が作業されていますか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

はい。原則1人で作業のほうはしております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

そこで、堰板の角を落とすとか、そういう話になってくると思うのですが、堰の上げ下げというのは大変な労力かと思うのですが、そのことに携わる人というのは、これは基本的には行政のほうで任命しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

行政で任命しているというよりも、堰を改修したときに、例えばです、昔あった堰板を転倒堰に改修いたしましたというような場合ですと、そこに携わっている農業者の方たちの中から誰か選任していただいて、その方をお願いしているのが実態であります。やはり農業者の方が、農業用水でありますし、水のことを一番よく知っておりますので、その方たちにどうしてもお願いして安全な水を供給していると

というような状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

今後とも、そういう考えでお進みになるかと思うのですが、昨今の農業人口が減っている、開成町でも後継者がずっと減っている、そういう中で変わらぬ河川、水路の堰管理をするというのは非常に大変なことではないかと思うのです。ですから、以前からのつながりで何とかつながっている。しかし、そういう担当の方にお話を聞いてみますと、そのために、なかなか、雨が降りそうなときには、いつも注意しているのだよ、あるいは、今後、私がいなかったらどういうふうになるのかなとか、そういう声も聞いております。そういう中で、堰の重要性というのを改めて昨今の大雨あるいは洪水で感じておりますのですが、そこにはっきりした方の名前を入れてみてはどうでしょうか。もし、その方が万が一、そのときに対応できない場合は、その方の代理の方が操作するとか。あるいは、どなたかが受け持つということも何かの組織あるいは個人の担当の中ではっきりさせないと、今後の大雨あるいは瞬間豪雨の対応が難しくなるのではないかと思います、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、まず、堰という言葉というか、これは、私も子どものころから堰、堰と聞いていますけれども、基本的に、堰というのは、せきとめて水田に水を入れるためのというのが堰だと思うのです。

先ほども答弁がありましたように経緯がございまして、私が言うのも何ですが、開成町は昔から水田地帯でございますから、要は、水田に水を入れるために水路を網の目のようにめぐらせていると。その大もとが文命用水ということで、先ほどの酒匂川右岸土地改良区というのは、慣行水利権といいまして、明治29年以前から、そこから水を引いていたよということで、既得権的に今の河川法の中でも水利権が認められているということなのです。文命用水がまず取るのも、基本的には田んぼに水を入れるためですから、水利権も持っていますし農業用水なわけです。一つの言い方をすると、基本的には農業者がやるべきことだという言い方ができるのです。時代によって変わりますけれども、まずは、川ですから、水路ですから、1本が2本になり、2本が4本になり、4本が8本になると。それを分けるのは、要は、かんがいしたいところに水を持ってきたいから1本を2本に分けるわけですね、事の始まりは。

いわゆる堰といっても、分水嶺みたいな部分のところの堰もございますし、末端の人間でいえば血管の一番末端の血液みたいに、ただ田んぼに入れるだけの堰とい

うのもございます。それは、基本的には、だって、そこの田んぼに入れるだけですから、そこの田んぼの方が当然やるのが当たり前であって。例えば、こういう言い方はちょっと語弊があるかもしれないのですけれども、水利権を持っているということもありますから、あれですけれども、農業者と非農業者とすれば、非農業者とすれば、田んぼに水を入れるための堰というのは、言葉はちょっとあれですけれども、関係ないわけなのです。大体、わかると思うのですけれども。

そこで、土地改良区というのは法律的にも農業法人と同格の団体ですから、そこが基本的に任命なりをして管理を行っている。当然、組合員の方は負担金といいますか、田んぼの大きさによって払っていますけれども、ですから水を買っているみたいな見方もありますけれども、何が言いたいかというと、基本的には、堰というのは歴史的に水田に水を入れるためにつくってきたものですから、水田というのは農業者の要は利害関係が非常にあるわけです。ですから、そこの方に管理をしていただくというのが基本的にいいのではないかと。

やはり時代の移り変わりの中で、水でも、冒頭申し上げましたように、農業用水だけではなくて、いわゆる防火水利というのですか、消防水利というのですか、そういった部分についても必要ですし、また、環境学習ですとかエコロジカルな部分からしても年間通水をするということで、そういう意味からすると、税金を幾らか投入をして右岸土地改良区に助成をしています、町として。その意味合いというのは、そういう防火用水という部分としても流してくださいよと。水利権を持っていますからね、右岸のほうが。それですとか環境的な、下水道がまだ普及をしていないようなところというのは汚水を河川に流していますから、そうすると、水が流れてこなくなると臭気の問題ですとかがありますので、年間流してくださいよという意味合いで助成もしていますけれども、そういった形で時代によって変化をしております。

また、目的というのもいろいろありまして、いわゆるゲリラ豪雨みたいな部分からすれば、もとのところから水が流れてこないほうがいいわけです。そこで降ったものが河川に流れていくわけですから。上から流れてくるとあふれてしまうわけですから、そのときには完全に文命用水のところはシャットアウトするわけなのです。逆に、網の目のように、幸いというか、水路があるわけですから、そこにいろいろ雨水が集まって、基本的には下流に流れていきますから、浸水しないで済むという意味合いも最近は出てきていますので、そういう経過があるよということで、結論的には、やはり、まだ水田のための堰というのがほとんどの役割ですから、町としては農業者等に管理をしていただくのがスムーズに行くのではないかとということと。

ただ、おっしゃられるとおり、だんだん農業をやられる方というのは後継者がいなくなってきた、議員が言われるように、そういう状況というのが徐々に起きているということも認識しています。ですから、言われる部分について、今、ここで急に任命制云々と、もっと言えば、右岸土地改良区という水利権を持った団体があるのだけれども、そこに行政が、言葉はあれですけれども、口を出して、こういう人を

任命しろよというような部分、行政が任命してしまうというのは、ちょっと時期尚早の部分もあるのかなと。ただ、言われるとおり、後継者不足、右岸土地改良区としても農業者がだんだんいなくなっているという実情はありますので、そこは将来的には考えていかななくてはならないなというふうには認識をしております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

理解しますのですけれども、行政が全てをやるということは私も思っておりません。ただ、やはり事が起こった場合、町民としては、行政というのがまず上がると思うのです。ですから、通常責任は土地改良区のほうにあるかもしれませんが、行政は、そういう立場の中で行政がコントロールできるというか、納得できる担当の方が決まればいいと思います。もちろん、農業従事者がやれば一番ベターだと思いますし、部長のおっしゃるように将来的にもちょっと不安がありますので、今から具体的に、その辺を考えていったほうがよいのではないかなというふうに思います。ぜひ、右岸土地改良区の管理、水利権があるから町は知らないのだよということではなくて、実際に堰を操作している人も、何か、はっきりした指示がないまま次から次へと送られて私がやるようになったとか、そういうことでちょっと不安な面もあるのではないかなと思いますので、その辺を今後とも考慮していただければありがたいと思います。

三つ目なのですけれども、いよいよ狭い水路に入って実際に溢水して被害が出ているということでございます。この1年間、昨年の9月8日からことしの9月2日までの間で、大体、私の感じた範囲では六つの大きな水害というか大雨がありました。私も時々メモをつけておりますので、それをめくったら三つありまして、個々には申し上げませんが、つい9月2日はばらばらと瞬間的にあったのですけれども、8月の各地の豪雨、それから7月16日ですか、これは大変、この地方でも大水が出まして、水路の溢水もありました。と同時に、8月14日ですか、本当の瞬間的な雷雨でしたけれども、断続的に何回かありまして、それが204道路の脇の水路を、溢水まではいきませんでしたけれども、コンクリートの橋にびたびたするような状態でした。既に、そのときは、二つの水門のシャットアウトは担当者及び町の方も協力されたようなんですけれども閉めてありまして、いわゆる周囲から流れ込んだ水が影響して、私の見た範囲では今にも溢水しそうな状態でした。

その中で、ちょうどその場所が非常に昔から溢水しやすいところで、何回も繰り返して町のほうにも改修等、お願いをしております。具体的には、水で洗われて道路が陥没する、それから、もう一つは溢水によって屋敷内に水が浸入するということがあって、そのために2軒のお宅は自分たちでつくったせきを自分たちの入り口のところに、これは敷地ですよ、水路ではなくて、そこに立てかけるとか土のう積みをしておりますので、ぜひ、こういうことが再三起こるような場所については、何とか優先的に簡易的な補修でもやっていただければ非常に安心を得ると思います。

そのことについて、一言、ご答弁をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

まず、1点目といいますか、これは、堰ということよりちょっと視点が変わって、いわゆる洪水対策といいますか。最近では、おっしゃられたように、ゲリラ豪雨というような急激な雨に対しての雨水排水の問題だと思えますけれども、その部分につきましては、先ほどの2点目のご質問の部分にもかかわると思うのですが、基本的には、右岸土地改良区に連絡をして、あるいは防災無線等で放送をして、小さいせぎから大きいせぎは一応やったださいよという形でやっていただいております。行政と土地改良区としても、今までの部分からすれば、基本的にはコミュニケーションがとれていて、うまくっていると思います。

また、先ほども申しあげました分水嶺みたいなところの堰、これは、もともとこちら側をかんがいしたいから分水嶺にしたのですけれども、雨水排水みたいな意味合いからすると、やはり分かれているわけですから、どちらかに一方的に多く行かないように均等に流れるように調整をしたり、雨が降っている場合、あるいは、あえて片側に、通水能力のあるほうに水を回して片側は絞っていくという、「切り回し」とかというふうに言えますけれども、そういう役割の部分もございます。これは、町のほうも経験値的に、どこをどのように、今、言いました切り回しをすると、あふれることなく無事にいくだろうというマニュアルを持ってございます。これは経験値であれしたものですけれども、そういったものを職員なりが、マニュアルがございますから、ゲリラ豪雨なりが来るよというときには事前に処置をしていくという形で行っていますので、スムーズにいつているかと思えます。

ただ、それ以上に最近のゲリラ豪雨はすごいので、溢水するという部分がありますけれども、そこで、今、言われた部分の204号線というのは、町道番号で言うとはよくわからないと思うのですけれども、いわゆる馬道という部分で、吉田神社からずっと下って行って下島の開成駅のほうに小田急線と並行するような形で行っている町道でございますけれども、上島地区のあの辺のところというのは、岡部医院さん、個人的な部分、その部分については、言われている部分で2軒ほど私たちが調査した中では、宅地がもう低いのです。だから、宅地自身を上げないと、あるいは、その部分の宅地の擁壁を何とかしないと難しいだろうということで、そこをやるということは難しいのですけれども、ただ、下流側の、答弁にもございましたように、断面が侵されているようなところは順次、昨年度から改修をしてございますので、続けてそういう改修を行って通水能力を上げていくという処置はしていきたいというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

次の二つ目の質問に参ります。

廃食油の回収・再利用で、ごみ減量化と環境良化をとということでございます。

町内で最終処分できない開成町のごみ処理・処分は、一般会計予算の中で多額の経費負担を必要としています。また、処理・処分は生活環境、自然環境、地球環境へ及ぼす影響も少なくない、応分の負担をかけていることになります。先進国や先進自治体、近隣自治体で取り組んでいる廃食油の回収と再利用について、開成町の取り組みを訪ねたいと思います。

一つ、回収実績で得られたことを、今後、どのように生かしていくのか。一般家庭からの回収を始めて10年目（開成町消費者の会）、及び町立学校給食からの回収を始めて5年目、現4校ございますが、町内先進実績を今後、どのように拡大していくのか。見えないところの環境改善に努力しているこれらの取り組みを、全町民の意識高揚と公費削減、生ごみ減量につなぐべきである。二つ、環境基本計画2012から2016に位置づけられているか。ごみについて、多くの処理と最終処分を県内外に依存している開成町は、全町一体となって解決策を模索、計画しているはずですが、環境基本計画（平成24年3月策定）には、このことが見出せない。一般家庭のてんぷら油回収・再利用と飲食業の揚げ物油回収・再利用を全面推進すべきであります。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

お答えします。

一つ目、廃食油の回収実績で得られたことを、今後、どうするか。家庭から排出される廃食油は、主に固形化や新聞紙等に含ませ燃えるごみとして排出をされております。植物性の廃食油は飼料や燃料としてリサイクルが可能であることから、廃食油を回収し、ごみの減量化を促進することを目的として、平成15年度から町内全域に会員が居住する消費者の会、現会員50人だそうです、の協力により廃食油の回収を開始し、現在も継続をしております。

回収方法につきましては、消費者の会会員が各地区の支部長（50カ所）の自宅へ設置した20リットルの貯蔵ポリタンクへ廃食油を排出し、町職員が2カ月に1回、支部長の自宅へ回収に伺っております。支部長の自宅から回収した廃食油は、役場敷地内にある貯蔵ポリタンクで保管をし、有料でリサイクル業者へ引き渡しを行っております。学校給食からの廃食油は、法律上、事業所から排出される廃油であるため産業廃棄になりますが、リサイクル有価物として有料で引き渡しをしております。平成23年度の回収実績は、消費者の会が年間455キロ、学校給食が1,985キロ、単価は1キロ5円で有料で引き渡ししております。日本食油協会の統計によりますと、加工食品などの調理に利用された植物油も含めた消費量は平成22年度1人当たり1年間12.7キロで、近年、健康ブームの影響もあり減少傾向にあります。

家庭から排出される廃食油の全町的な回収については、油がこぼれると歩行者が転倒する危険があり収集場所の清掃が必要になるなど問題があるため、実施をしておりません。また、資源として回収するため、動物性油脂やエンジンオイル等の油が混合してしまうと再利用できませんので、回収するためには植物性油脂やてんぷら油のみということを周知徹底する必要があると、南足柄市と同じようにペットボトルで搬出するのは、使用済み油のてんぷらかす等をこし、なべなどからペットボトルに移す手間がかかります。

近隣の実施している市の状況では、平成23年度、収集実績で小田原市52トン、南足柄市11トン。この状況から開成町を推測して、収集量が少なく収集量に比べ多くの収集費用がかかることや収集場所の管理、衛生、防災上の問題があることが考えられますので、開成町での収集は今のところ考えておりません。しかし、消費者の会と調整を図りながら協力していただける団体をふやす、あるいは自治会単位での回収を行うなど、拡大に向けて進めていきたいと思っております。

2点目の環境基本計画についてですが、環境基本計画は、開成町における環境行政の基本事項を定めた環境基本条例の趣旨を受けて策定された開成町総合計画を上位計画とする環境に関する個別計画であります。平成24年3月に改定し、一つ、水と緑の保全と創出、二つ、生活からの環境負荷の軽減、三つ、地球環境と共生、四つ、行政・企業・住民一体の環境まちづくり、この四つの基本目標を掲げ取り組みを進めております。

家庭から排出される廃食油のリサイクルに関する取り組みは、直接的な表現はしておりませんが、2番目の生活からの環境負荷軽減の中の方針1、ごみの減量化とリユース、リサイクルを進めようの中で基本方針として示す「再利用、再生利用できるものは資源として有効に活用し、資源循環型社会を目指します」に含んでいると認識をしております。また、法律で、一般家庭から排出される廃棄物は町が収集、運搬、処理し、事業者から排出される廃棄物は事業者が責任を持って収集、運搬、処理を行うと規定されておりますので、町で飲食業の揚げ物油回収、再利用を行うことはできません。現在、開成町では、事業者から排出されるごみの一般家庭との分離を徹底するよう指導しておりますので、これらも含めて廃食油の分別、排出、再資源化を周知、指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

議長、この中で二、三、写真を示したいと思いますが。

○議長（茅沼隆文）

はい、いいですよ。許可します。

○10番（小林秀樹）

お願いいたします。

まず、1項目目の回収実績で得られたことを、今後、どのように生かしていくのかということに対して、町側の廃食油の回収についての考え方を簡単にお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、廃食油の回収の方法について、ご説明をさせていただきます。

先ほど町長がお話をしましたように、開成町では消費者の会さんをお願いをいたしまして、そこに先ほど説明いたしましたように10の支部がありまして、その支部長の家に廃食油を集めるような、そういう方法をさせていただいております。

あとは、南足柄市で行っているような拠点回収につきましては、先ほどお話ししましたようにいろいろな問題があるということで、今のところ、それぞれのごみの収集場所での回収は考えておりません。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

そういうことではなくて、基本的な考えを伺いたかったのですけれども。ここで町側で答弁をいただいているものは、廃食油について前向きではないのではないかなと。消費者の会がやっている。10年やっても10年同じことで、コンスタントに消費者の会は進めておられるのです。それで、この10年の間に、町がその気になれば、もっと拡大なりできたのではないかという気もいたします。これから消費者のお力をかりるのだというふうなことも述べられていますけれども、その前の文言は全て否定形式なのです。油がこぼれる、滑る、危ない、そういう三段論法だったら、全て何事も進まないと思うのです。油がこぼれるなら、こぼれないような方法をとればいいのではないですか。それから、油がほかの油と混入するとか分別が大変ですよと。ごみそのものも、今、分別で皆さん苦勞して、それでもやはりやっているのです。

廃食油の回収というのは、単なるお金の問題だけではないと思うのです。確かに、南足柄、小田原市で先行されているところを見ても、それを開成町で導入したとしても幾らもならないです。ざっと試算しても100万円になるかならないかなのです、年間で。それをやるかやらないかという問題ではなくて、もっと基本的な環境をどうするかというのが、まずベースにあるのではないかと思うのです。それを考えれば、昨年からエネルギーの再利用とか再生エネルギーとか、いろいろ工夫して進んでおるのですけれども、まさに廃食油というのは再生エネルギー、再利用、リサイクルにもってこいのものではないかと思います。

松田町では、業務用あるいは学校関係で回収して、これを精製して町の公用車に使っています。いわゆるBDFというディーゼルエンジンに使うものです。これは、

採算は、ほとんどゼロだと思います。ただし、回収費用は除いて、処理費用と売る費用が大体同じぐらいになりそうなので、ゼロではないですよ。ですから、回収をどうするかというのを考えればいいのではないですか。

ここに、南足柄のペットボトルでの回収があります。小田原もこのような方法をとっているのですが、南足柄は資源ごみ収集の日に月1回、各収集場所で回収をしているのです。それで、ここに2枚の写真、たまたま別の場所なのですがけれども、全く汚れとかマナーという件では問題が起こっていません。聞いても、そういう問題はほとんど起こりませんよと。回収業者にしても、たまには別の油がポットに入っていてありますよと。そういうときは、明らかにそういうものとわかるものについては、そこに置くと。でも、紛らわしいものについては回収して、最後の分別のときに分ける。あるいは、まじってしまうかもしれません。それは、歩どまりの点で若干悪くなると。受け入れた500リットルの処理が、何と92%の回収率だそうです。ですから、500リットルで460ぐらいの再生BDFができるわけです。

保管とか回収の方法というのは、本当の技術的な問題というよりも、業者と町のほう、あるいは調整して、これは、いかようにもなるかだと思います。この辺での回収費用というのには若干のつながりが出てくるかもしれませんが、その辺は試算してみて、これではいけると。私は、いけると思います。ですから、この段階では、さらに一步を踏み込んでいただいて、消費者の会に任せる、消費者の会をもっとほかの団体とつながりを持って広げていく、自治会を利用するというよりも、既に、もう、これだけの実績があるわけですから、町が一気にやろうと決めてはいかがでしょうか。近隣では、小田原、南足柄、それから松田の一部、秦野、伊勢原、厚木、もう何年も前からやっておりますので、環境を掲げる開成町にとっては、廃食油の回収というのはすぐにでも始めるべきではないかと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。時間が迫っていますので、簡潔に。

○町民サービス部長（小野真二）

すみません。ただいまのお答えをさせていただきます。

まず、1点、お願いしたいことがございまして。議員さんがおっしゃられましたことが一般家庭用のものと事業系のものが混在している可能性があるかなというふうに思いますので、その点は整理をお願いしたいというふうに思います。私の持っている資料、22年ですけれども、22年で松田町というのは食油の回収をしておりますので、23年はちょっと存じ上げませんが、混在等もあるかなというふうに思います。

議員のおっしゃられることは、ごみの減量化は必要だよと、非常に大切だよと、トータルで考えましょうよということだと思います。それは、もっともだというふうに考えております。この近隣で廃食油の回収をやっております小田原市、南足柄

市、実情を調べますと、５２トンと１１トンということが一般廃棄物として回収されております。これを多いととるか少ないととるかということは非常に難しい問題なのですけれども、たまたま人口で割りますと、小田原市も南足柄市も１人１日当たり全く同じ量になります。この量を、では開成町に換算したらどうなるのということでやってみますと、４．３トンになります。この４．３トンを現実的に業者さんに回収していただいたら幾らかかるかという数字は持っております。かなり多くの金額で提示をされております。

このようなことですか、あるいは先ほど申しましたようにこすですか、排出の手間がかかるというようなことですか。あるいは、冒頭、町長が申しましたように、今現在の廃油の処理の方法としては、固形化する、あるいは吸着させて燃すという状況があるわけでございますけれども、これをどこで燃やしているかという、西部で燃やしていることになります。西部は、炉の燃料を上げるために重油を使っているわけでございますけれども、油を燃やすことによってプラスなのかマイナスなのかということを確認いたしましたところ、少なくともマイナスではないと。助燃料として役立っている、重油の使用量が減っているという話もいただいております。ですから、ある意味では燃料として使っているという理解もできるのかなというふうに思います。

これらの点を合わせまして、町長が申しましたように、今、消費者の会を中心にやっただけでいるものすそ野を広げていくということと、果たして、ごみなのか資源なのかという問題もございまして、開成町のごみの方向といたしましては、ごみ全体のリデュース、発生抑制という形の中で油も含めて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○１０番（小林秀樹）

全体の回収量が少なければ、コストそのものが上がるというのは当然かと思いますが、この辺を交渉によって、商売は商売で交渉といっても限界があると思いますが、そこは、もっと回収率を上げるとか、あるいは他町と組んで、他市と組んでやるという方法も十分考えられると思います。単独でこの小さい町がやっても、本当にコストがアップするばかりで、アップアップするばかりなのです。ですから、これまでの視点を変えて取り組みというのを進めていただきたいなと思います。ちなみに、消費者の会の会長さんとお会いしていろいろお話ししましたところ、消費者の会としては、最初から１０年間、ずっと変わりませんよと、数量も。これからも変わる予定はありませんよと。ですから、広げるも縮小もしませんよという答えが返ってきました。そういう前提で、行政も、ひとつ廃食油の回収というものについて本格的にご検討をお願いしたいと思います。私の質問を終わります。